

八王子市検査事務要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市契約事務規則（昭和39年規則9号。以下「規則」という。）

第57条第3項の規定に基づき、八王子市が締結した請負、委託、貸借その他の契約に係る検査の実施について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定め、検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 市長及び契約に関する事務の補助執行者をいう。
- (2) 検査員 規則第56条の2第2項の規定による検査員をいう。
- (3) 課長 規則第2条第4号に規定する課長をいう。
- (4) 品質管理担当課長 契約資産部契約課品質管理担当課長をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 工事又は製造の完成、物品の完納その他の給付の完了を確認するための検査（一部しゅん工を含む）
 - (2) 既済部分検査又は既納部分検査 給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物品の既納部分の確認をするための検査
 - (3) 中間検査 工事又は製造の完成、物品の完納その他の給付の完了前において行う機能、性能又は仮組立状態その他の確認をするための検査
 - (4) 清算検査 契約を解除しようとする場合において行う既済部分又は既納部分の確認をするための検査
 - (5) 部分使用検査 契約約款に基づき、発注者の特別な事情により、完成した一部分をしゅん工検査前に使用する必要が生じたときに、代価の支払を伴わず、使用する部分の履行の確認をするための検査
- 2 検査員は、前項の検査のほか、工事の適正な執行と品質を確保するために別に定めるところより、工事の施工途中において中間技術検査を実施するものとする。

第2章 検査員

(検査員の指定)

第4条 規則第56条の2第2項第3号のただし書きに規定するあらかじめ課長が指定する職員は、当該課の庶務を担当する主査とする。

(検査員の服務)

第5条 検査員は、検査の実施に当たっては、この要綱に特別の定めがある場合を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項及び規則その他の関係規程に基づき、公正な立場で判断し、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

3 検査員は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査員の職務執行の回避申し出等)

第6条 検査員は、検査の実施にあたり、検査の公正を妨げる事情があると認めるときは、職務の執行を回避すべき旨を契約担当者又は品質管理担当課長に申し出なければならない。

2 契約担当者又は品質管理担当課長は、前項の申し出に係る事情を調査し、必要な措置を講じなければならない。

第3章 検査の実施

(検査の依頼)

第7条 契約担当者は、規則第56条の2第2項第1号に規定された者（以下「任命検査員」という。）が行う検査（車両等に関する検査を除く。）については、品質管理担当課長に検査の依頼をしなければならない。

(車両等の検査)

第7条の2 八王子市公用車管理規程（平成19年訓令第21号）第2条第2号に規定する公用車（以下「車両等」という。）の購入及び修繕の検査については、契約金額にかかわらず、車両等を管理する課（以下「管理課」という。）の任命検査員が行う。ただし、管理課に任命検査員がいない場合は、当該管理課から依頼を受けた契約資産部庁舎管理課又はその他の管理課の任命検査員が行う。

(検査に必要な書類の受理等)

第8条 検査員は、規則第60条に基づき、検査に必要な書類を受理するものとする。ただし、品質管理担当課長をおく場合は、品質管理担当課長が、必要な書類及び第7条に基づく当該検査依頼書を受理し、検査員に交付するものとする。

(検査の準備、調整)

第9条 検査員は、前条の規定により関係書類を受理したときは、あらかじめそれらの書類について内容を精査するとともに、検査の実施についての日程その他必要な調整を図らなければならない。

(検査の時期)

第10条 契約担当者又は品質管理担当課長は、第3条第1項の各号のいずれかに該当し、検査の請求があったときは、検査員に検査を行わせなければならない。

(検査命令)

第11条 品質管理担当課長は、第7条の規定により検査の依頼を受け、前条に該当したときは、検査員に検査を命ずるものとする。
2 前項に定めるもの以外の検査については、契約担当者が検査員に検査を命ずる。ただし、検査員が特定できるものについては検査命令を省略することができる。

(検査実施の原則)

第12条 検査は、個別に実地で行うものとする。

(検査の実施)

第13条 検査員は、八王子市が締結した請負、委託、貸借その他の契約についての給付の確認（規則第51条の3の規定に基づく部分払いに係る既済部分又は既納部分の確認を含む）につき、契約書、設計図書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）に基づき、これらに適合した施工や納品がなされているか検査を実施しなければならない。

(検査の一部省略)

第14条 検査員は、規則第58条の規定により、検査の一部を省略することができる。

(検査員の検査担当区分)

第15条 検査員の検査担当区分は別に定める。

(契約の相手方に対する立会い通知)

第16条 検査員は検査の実施にあたり、契約の相手方又はその代理人にあらかじめ検査の日時及び場所を通知して立会いを求めなければならない。

(関係職員に対する立会い通知)

第17条 検査員は検査の実施にあたり、関係する所管の課長に対しあらかじめ検査の日時及び場所を通知して関係職員に立会いを求めなければならない。

2 前項の規定により検査に立ち会う関係職員の区分は次の各号に定める者とする。

(1) 工事、製造又は修繕の請負契約及び測量、設計等の委託契約に係る検査については、当該契約の監督員又は工事等を執行する所管課長（以下「工事等担当課長」という。）が指定する職員。

(2) 前号以外の契約に係る検査については、所管課の担当職員。

(立会人の意見)

第18条 前条の規定による検査に立ち会う関係職員（以下「立会人」という）は、検査について意見を述べることができる。

2 立会人は、検査について検査員と意見が一致しないとき又は疑義のあるときは、その事情を契約担当者に報告しその指示を受けなければならない。

(契約の相手方が立ち会わない場合の検査の実施)

第19条 第16条の規定により契約の相手方又はその代理人に対し検査の立会いを求めた場合において、検査に立ち会わないときは、欠席のまま検査を執行することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方又はその代理人から検査の結果について異議の申し出があっても、これを採用しないものとする。

(資金前渡による契約の履行検査)

第20条 資金の前渡を受けて契約するときは、資金前渡を受けた者の属する課の職員に検査をさせることができる。

(外部から明視できない部分の検査)

第21条 検査員は、工事又は製造の目的物について外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真その他の工事記録等により、当該部分の検査を行うことができる。

(理化学試験)

第22条 検査員が検査をするにあたり理化学試験を必要とするときは、契約担当者の指定する試験機関の検査を受けさせ、その成績の結果通知を待って合否の判定をしなければならない。

(試運転等)

第23条 検査員は検査を実施するにあたり、据付、試運転その他の処置を必要とするときは、その結果を待って合否の判定をしなければならない。

(破壊又は分解検査)

第24条 検査員は検査を実施するにあたり、工事又は製造の性質上特に必要があると認めるときは、契約担当者の承認を得て、工事の目的物の破壊又は分解の方法により検査を行うことができる。

(抽出検査)

第25条 検査員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検査することが困難である場合において、その種類および規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検査することにより、全部の物品の合否を判定することができる。

(店頭検査)

第26条 検査員は、物品の買入れ契約に係る検査について、物品の納入場所が数か所以上にわたり、又は遠隔地であるため納入場所において検査を行うことが困難な場合は、給付の完了前に契約の相手方の店舗、営業所その他これらに類する場所においてこれを行うことができる。

(検査執行不能等の報告)

第27条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに契約担当者又は品質管理担当課長にその事情を報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 検査の執行ができないとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号及び第4号から第6号までに該当すると認めるとき。
- (3) その他検査の実施について疑義が生じたとき。

(検査に事故を生じた場合における報告)

第28条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに契約担当者又は品質管理担当課長にその事情を報告しなければならない。また、契約担当者又は品質管理担当課長は当事者の意見を聴取し、調整を図らなければならない。

- (1) 同一の検査につき二人以上の検査員が存在する場合において、検査員相互の見解が一致しないとき。
- (2) 第17条の規定により検査に立ち会う市の関係職員と意見が一致しないとき。

第4章 検査の完了

(検査の復命)

第29条 品質管理担当課長から検査命令を受けた検査員は、検査を完了したときは、すみやかに検査復命書を作成し、その結果を品質管理担当課長に報告しなければならない。

(検査の合否の決定)

第30条 前条の報告を受けた品質管理担当課長は、検査員と共同で当該検査の合否の決定を行う。

(検査証等の作成)

- 第31条 品質管理担当課長又は検査員は、検査の合否の決定後、ただちに所定の事項を記入し検査証を作成しなければならない。
- 2 前項により工事又は製造その他の請負契約の検査証を作成したときは、これを契約担当者、契約の相手方及び工事等担当課長に報告する。
 - 3 検査員は中間検査を完了したときは、すみやかに必要な事項について契約担当者又は品質管理担当課長に報告しなければならない。

(単価契約物品の検査)

第31条の2 検査員は、単価契約物品が契約者から納品されたときは、次の各号に掲げる点に留意して検査をするものとする。

- (1) 検査に当たっては、「納品書兼検収願書・検査証兼請求書」記載の事項と納入された物品を照合して誤りのないことを確認して当該物品と「納品書兼検収願書・検査証兼請求書」と合せて受領するものとする。
 - (2) 検査事務の執行に当たっては、公正な立場でこれを判断し、疑義が生じた場合には、契約課に協議すること。
 - (3) 契約者が故意に数量を減じて納品した場合又は粗悪品を納品した場合等法令に反した事実があった場合は、速やかに契約課にこの旨を連絡すること。
- 2 契約者が当該物品を納品し、検査に合格したときは、検査員は「納品書兼検収願書・検査証兼請求書」の検査結果欄に検査年月日及び検査員名を記入し、「合格」の旨記入のうえ検査員が押印をし、立会人に押印を求めるものとする。

(単価契約以外の物品の購入、印刷及び備品等の修繕の検査)

第31条の3 単価契約以外の物品の購入、印刷及び備品等の修繕の検査は、前条に準じて行う。ただし、規則第56条の2第2項第1号に定める検査員が行う場合（車両等に関する検査を除く。）は、しゅん工（完了）届兼検査願書（5－1）から検査証兼請求書（5－5）により検査を行う。

(検査証等の作成を省略できる場合)

第32条 検査員は、第31条第1項の規定にかかわらず、規則第47条及び要綱第20条の規定による場合は、検査証の作成を省略することができる。この場合は他の適当な方法によりこれに代えなければならない。

2 検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものについては、適当な方法によって措置しなければならない。

(手直し、引換え等)

第33条 品質管理担当課長又は検査員は、検査により、手直し、補強又は引換え（以下、「手直し等」という。）をさせる必要があると認めるときは、履行期限までに完了する見込みがある場合を除き、契約担当者の承認を得て1回に限り期限を定め、契約の相手方に手直し等をさせることができる。ただし、7日以内の期限を定めて手直し等をさせる場合は、契約担当者の承認は要しないものとする。

2 検査員は前項ただし書きの規定により、7日以内の期限を定め手直し等をさせる場合は、手直し指示書を交付する。又手直し等が完了したときは監督員から報告を受けるものとする。

3 検査員は第1項の規定により手直し等をさせ、再検査をするときは、検査復命書にその期限及び内容を記載しなければならない。

4 検査員は前項により手直し等をさせたものについて再検査を行ったときは、そのものについて新たに検査復命書を作成し、その期限、既済検査年月日及び検査内容を記載しなければならない。

(引取り等の措置)

第34条 検査員は検査の結果不合格となったもの又は数量の過不足があるときは、契約の相手方に引取り又は追納その他適当な措置をさせなければならない。

(手直し等の後の検査)

第35条 手直し等をさせた給付の目的物の検査については、当該部分のみの検査により

合格又は不合格の判定をすることができる。

(検査成績評定の実施)

第36条 検査員は工事請負契約に係る検査を完了したときは、八王子市工事成績評定取扱要領に基づき検査成績の評定を行うものとする。

2 検査員は測量、設計等の委託契約に係る検査を完了したときは、八王子市測量・設計等委託成績評定取扱要領に基づき検査成績の評定を行うものとする。

(減価採用の場合における検査員の意見)

第37条 契約担当者が、物品の購入その他に係る契約で、検査の結果不合格となった物品のうち、その不良の程度が軽微であり、かつ使用上支障がないと認められたものについて、相当の価格を減額のうえ採用しようとするときは、検査員は契約担当者に意見を述べなければならない。

(財務会計システムの処理)

第38条 検査員は、検査を完了したときは、検査結果を財務会計システムに入力しなければならない。

第5章 補 則

(検査の技術的基準)

第39条 検査員が検査を行うにあたって必要な工事及び物品の技術的基準は東京都の定める基準を準用する。

2 委託の検査基準は別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
2. この要綱は、平成18年11月1日から施行する。
3. この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
4. この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
5. この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
6. この要綱は、平成25年8月26日から施行する。
7. この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
8. この要綱は、令和 元年 9月1日から施行する。
9. この要綱は、令和 3年 4月1日から施行する。
10. この要綱は、令和 7年 4月1日から施行する。